

# ま え が き

札幌市は、昭和 47 年の政令指定都市移行に伴い区制が施行され、現在 10 区体制となっておりますが、小地域の統計データを継続的に把握するため、全市域を 174 に分割した「統計区」（現在は準統計区を含めて 206 統計区）を設定しています。

現在、札幌市の人口は減少局面を迎え、今後さらなる高齢化の進行が見込まれており、地域計画や防災計画など、地域特性を踏まえた細やかな行政施策がより強く求められるようになってきました。また、市民によるまちづくり活動や民間における市場調査分析等の基礎資料として、小地域単位の統計データの需要はますます増大しています。

このたび、それらの需要にこたえるため、国勢調査をはじめとする各種統計調査の小地域単位の最新データを集約した「札幌市の地域構造 ー令和 6 年地域統計報告書ー」を刊行する運びとなりました。小地域の単位につきましては、統計区別に加え、まちづくりセンター別のデータも掲載しています。

刊行にあたっては、種々の制約から必要最小限度の資料にとどめたため、十分意を尽くせなかった点もありますが、今後ともデータ及び分析面での一層の充実を図っていきたいと考えております。本書を、各種行政施策、学術研究、企業活動の基礎資料として多方面でご活用いただければ幸いです。

おわりに、本書を刊行するにあたり、各種統計調査にご協力いただいた市民の皆様や、調査員、指導員の方々に厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも札幌市の統計行政に対して一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和 6 年（2024 年）3 月

札幌市まちづくり政策局長

## 利用にあたって

- 1 本書に掲載する「国勢調査」及び「経済センサスー活動調査」の結果数値は、当該統計調査の調査票情報を利用して札幌市が独自に集計等を行ったものである。
- 2 札幌市は、昭和47年4月1日の政令指定都市への移行に伴って区制（7区体制）を施行し、その後、2度の分区（平成元年11月6日に（旧）白石区を白石区と厚別区、（旧）西区を西区と手稲区に、9年11月4日に（旧）豊平区を豊平区と清田区に分区）を実施して、現在は10区体制となっている。本書では、可能な限り、平成9年以前にも現在の10区が存在したのものとして数値を組替えている。
- 3 令和3年10月1日に「東北まちづくりセンター」及び「東まちづくりセンター」が「東北・東まちづくりセンター」に統合された。  
本書では、統合以前にも「東北・東まちづくりセンター」が存在したのものとして、「東北まちづくりセンター」及び「東まちづくりセンター」の数値を合算し、「東北・東まちづくりセンター」の数値を算出している。
- 4 統計区及びまちづくりセンターの面積については、計測方法と計測の基礎となる地図の変更を行ったため、平成31年以前に刊行した「札幌市の地域構造」における掲載値とは必ずしも一致しない。
- 5 本書では、中央区南1条西4丁目交差点を都心とし、都心からの距離圏が3km、6km、9kmとなる地域を図上で示している。
- 6 数値の単位未満、平均値、指数等の算出方法は四捨五入を原則としたため、合計数値とその内訳の累計数値とは一致しない場合がある。
- 7 割合については、特に注記のない限り分母から不詳を除いて算出している。
- 8 摘要表及び統計表中で使用した符号は下記のとおりである。  
「－」…………… 皆無、もしくは該当数値がないもの  
「0」…………… 単位未満  
「△」…………… 負数、もしくは減少  
「x」…………… 数値が秘匿されているもの